

指定民生委員児童委員協議会指定要領

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

1. 目的

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会（以下、県民児協という）は、県下の民生委員協議会を指定し（以下「民児協」という）、民児協運営の充実強化と地域福祉活動の振興を通じて民生委員・児童委員活動の刷新を図る。

2. 指定

(1) 指定条件

県民児協が指定するにあたっては、おおむね次の要件を満たし、指定することにより模範的事業が展開される民児協とする。

ア 毎月1回以上民児協の会議が定例的に開催され、出席状況がきわめて良好であり、かつ計画的に運営されている。

イ 毎月の活動記録が、全民生委員・児童委員より提出されている。

ウ 問題別研究部会、各種委員会等が設置されており、各委員の役割分担が行われている。

(2) 指定する期間は、2年間とする。

3. 課題及び目標

民児協の行う活動の課題及び目標は、次に掲げるものとする。

(1) 基盤強化

ア 規約、部会・委員会等の諸規程、事業計画および予算書等の整備を行う。

イ 事例研究、問題・課題別研修会等の研修を重ね、たゆみない研鑽に努める。

ウ 活動に伴う経費の十分な確保を図るとともに、民児協組織の運営拠点である事務局体制を強化する。

(2) 重点活動

ア 単位民児協の機能強化

イ 協働活動の積極的展開

ウ 福祉のまちづくり

エ 子育て環境の整備、民生委員活動の推進

オ 在宅支援をすすめるネットワークづくり

カ 個別援助活動に対する支援

4. 運営

(1) 民児協の行う課題及び目標の設定、実施計画等は、年度当初に県民児協、当該民児協関係者・行政機関関係者、その他の関係者により検討のうえ策定する。

(2) 民児協は、当該地区の実情に応じた活動計画を策定し、効果的推進を図る。

(3) 県民児協は、民児協に対し必要な援助、助言を行う。

(4) 事業計画

民児協会長は、年度当初に「事業実施計画書（様式1）」1部を、郡市民生委員児童委員協議会を通じて、県民児協に提出する。

5. 助成金

県民児協は、民児協に対し年額100,000円を交付する。

6 . 事業報告等

民児協会長は、年度終了後に「事業実施報告書（様式 2）」及び「事業精算内訳書（様式 3）」各 1 部を、県民児協へ提出をする。

附則

この要領は、公益財団法人への移行認定に伴い平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。